

○寒冷地手当の運用について

(平成17年4月1日岡人委第179号通知)

(沿革)

平成20年 9月26日第100号 平成25年 3月22日第288号
平成26年 3月31日第276号 平成27年 3月20日第324号
令和 3年 3月22日第380号 改正

岡山県職員給与条例(昭和26年岡山県条例第18号。以下「給与条例」という。)及び寒冷地手当に関する規則(昭和55年岡山県人事委員会規則第28号。以下「規則」という。)の運用について次のように定め、平成17年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、これに伴い、寒冷地手当の運用について(昭和55年岡人委第205号通知)は、廃止します。

記

給与条例第12条関係

1 第1項

- (1) 異動等により、基準日に給与条例第12条第1項に規定する「支給対象職員」の要件を具備するに至った者は、基準日において同条に規定する「支給対象職員」に該当するものとする。
- (2) 異動等により、基準日に給与条例第12条第1項に規定する「支給対象職員」の要件を欠くに至った者は、基準日において同条に規定する「支給対象職員」には該当しないものとして取り扱うものとする。
- (3) 基準日に支所、駐在所その他これらに類するものに在勤している場合又は在勤することとなつた場合は、それらのものに在勤するものとして取り扱うこととする。
- (4) 次に掲げる職員(寒冷地手当に相当する手当の支給を受けていた者を除く。)が給与条例の適用を受ける職員として寒冷地に在勤することとなつた場合は、異動として取り扱うこととする。
 - 一 岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和31年岡山県条例第65号)の適用を受ける職員
 - 二 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和29年岡山県条例第73号)の適用を受ける職員
 - 三 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年岡山県条例第9号)第2条第1項の規定により派遣された職員(同条例第

4条の規定により給与の支給を受ける者を除く。)

2 第2項

寒冷地手当の額は、職員の懲戒に関する条例（昭和26年岡山県条例第60号）第3条の規定に基づいて減給処分を受けている場合又は給与条例第14条の規定に基づいて減額して給与が支給されている場合においても減額しないものとする。

規則第3条関係

- 1 規則第3条第2項の「市町村内の町若しくは字の区域」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による区域とする。
- 2 規則第3条第2項の「別表第2に掲げる公署」は、職員が現に勤務する公署以外の公署も含むものとする。

規則第5条関係

規則第5条第1項の「村役場」は、別表第1に掲げる全ての地域とする。

規則第5条第1項の距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法（給与条例第11条第1項第2号に規定する自動車等及び航空機を除く。）によるものとした場合の経路について、次の各号に掲げる交通方法の区分に応じた当該各号に定める距離を合算するものとする。

- 一 徒歩 国土交通省国土地理院発行の地形図等（縮尺5万分の1以上のものに限る。）を用いて測定した距離
- 二 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる距離
- 三 船舶 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離
- 四 一般乗合旅客自動車その他の交通機関（前2号に掲げるものを除く。） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する事業計画に記載されている距離その他これに準ずるものに記載されている距離

規則別表関係

任命権者は、別表第2に掲げる公署について廃止若しくは移転があるときには、その内容がわかる書類を人事委員会に提出するものとする。

扶養親族について

- 1 給与条例及び規則中の「扶養親族」とは、給与条例第9条に規定する扶養親族であつて、かつ、同条例第10条の規定による届出がなされているものをいう。ただし、給与条例第9条に規定する行政職9級職員等（当該職員に扶養親族たる配偶者、父母等のみがある場合に限る。）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年岡山県条例第

36号) 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年岡山県条例第35号)第7条第1項に規定する特定任期付職員にあつては、当該届出は要しないものとする。

- 2 新たに職員となつた者に扶養親族があり、又は職員に給与条例第10条第1項第1号に掲げる事実が生じ、その届出が職員となつた日又は基準日の後になされた場合で当該届出が職員となつた日又は当該事実の生じた日から15日以内になされたときは、当該届出に係る扶養親族は、職員となつた日又は当該事実の生じた日から扶養親族として取り扱うものとする。